

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年10月1日～令和6年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
1	JIS	制定		クレーン—逸走防止等の装置	Cranes—Restraint devices against unintended movement caused by wind	この規格は、作業時及び休止時のクレーン並びに作業中及び休止時のクレーンの部品を、風に対して、固定及び保持する逸走防止等の装置に関する要求事項、性能、保守及び点検について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 設計上の要求事項 5. 設計荷重の要求事項 6. 点検及び保守 7. 情報の提供 附属書JA(規定)逸走抵抗の算出方法	JIS B 8828-1, JIS B 8828-4, JIS B 8828-5	ISO 12210:2021, Cranes—Anchoring devices for in-service and out-of-service conditions(MOD)	一般社団法人日本クレーン協会	一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		電気エネルギー貯蔵システム—電気システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—計画外変更の実施	Electrical energy storage (EES) systems—Safety requirements for grid-integrated EES systems—performing unplanned modification of electrochemical based system	この規格は、蓄電池のような電気化学的技術を使用した貯蔵装置をもつ、電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システム(BESS: Battery Energy Storage System)が計画外変更を受ける場合に適用する。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 計画外変更を実施する場合の一般要求事項 5. 蓄電サブシステムに対する変更 6. 非正規部品を使用したシステム部品の変更 7. 運転モードの変更 8. 設置場所の変更 9. 再利用又は転用電池の設置に伴う蓄電サブシステムの変更		IEC 62933-5-3:2023, Electrical energy storage (EES) systems—part5-3.Safety requirements for grid-integrated EES systems—performing unplanned modification of electrochemical based system(IDT)	一般社団法人電気学会	一般財団法人日本規格協会
3	JIS	改正	A0204	地質図—記号、色、模様、用語及び凡例表示(追補1)	Geological map—Symbols, colors, patterns, terms, and presentation of legend(Amendment 1)	この規格は、地質図の記号、色、模様、用語及び凡例表示について、異なる作成者、異なる利用者、異なる場所、及び異なる出力形式の間で、地質図の記号、色、模様、用語及び凡例表示に関するデータの管理方法(定義、記述、表記及び表示法を含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲について“地質図、地質調査などに基づいて作成される主題図”を、“地形図及び地質調査などに基づいて作成される主題図”に置き換える。 ・引用規格にJIS Z 8102 物体色の色名を追加する。 ・非常用漢字の専門用語のうち通常漢字で扱われるものに対してはひらがな表記に漢字表記を併記する。 ・鉱産物の種類を表現する主な文字記号において、現在の用法に合わせて修正する。		ISO 710-1:1974, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 1: General rules of representation ISO 710-2:1974, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 2: Representation of sedimentary rocks ISO 710-3:1974, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 3: Representation of magmatic rocks ISO 710-4:1982, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 4: Representation of metamorphic rocks ISO 710-5:1989, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 5: Representation of minerals ISO 710-6:1984, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 6: Representation of contact rocks and rocks which have undergone metasomatic, pneumatolytic or hydrothermal transformation or transformation by weathering ISO 710-7:1984, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 7: Tectonic symbols(MOD)	国立研究開発法人産業技術総合研究所	一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	A0205	ベクトル数値地質図—品質要求事項及び主題属性コード(追補1)	Vector-digital geological-map—Quality requirements and subject attribute codes (Amendment 1)	この規格は、地質図を保存、交換、再現、編集などのためにベクトル数値地質図として公開・提供する場合に、その品質を確保する上で必要な基本的事項について規定するとともに、異なる作成者、異なる利用者、異なる場所及び異なる出力形式の間で地質図を誤りなく再現する上で必要な地質図の記号、色、模様、用語、地層・岩体区分などの主題属性を示す主題属性コード(定義、記述、表記及び表示法を含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・国際年代層序表において、中期更新世に対し、新たにチバニアン期の固有名称が与えられた。日本地質学会による地質年代区分名称の日本語表記のうち、ヤレシアン期をイプシアン期に変更するなどの変更が行われた。このため、それらの変更を表11に適用する改正を行なう。 ・専門用語の漢字表記の追加 表15～22, 24)において、かな表記のみであった専門用語について、括弧付きの漢字表記を追加する。 ・表24に不足する鉱物を追加すると共にいくつかのコードを削除する。 ・表21の変成岩岩石コードにけい(珪)質片岩、泥質片岩、砂質片岩のコードを追加する。 ・表17, 表21, 表24, 表25の専門用語の表記を変更すると共に、表17, 18, 24の直方(斜方)輝石を、鉱物名の併記として、直方輝石(斜方輝石)と変更する。			国立研究開発法人産業技術総合研究所	一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	B8833-5	クレーン—荷重及び荷重の組合せに関する設計原則—第5部:天井走行クレーン及び橋形クレーン	Cranes— Design principles for loads and load combinations — Part 5: Overhead travelling and portal bridge cranes	この規格は、JIS B 8833規格群の第1部に規定する一般的な設計原則に加えて、JIS B 0146-5で規定される天井走行クレーン及び橋形クレーンの、限界状態設計法に基づく荷重の組合せ及び諸係数の値について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・動的影響係数(φ1, φ2, φ4, φ5)の算出方法を変更する。 ・スキュー(蛇行)、緩衝器への衝突、及び設置又は部材の故障による荷重について変更する。 ・ロードリミッターによる巻上動作の動作遮断の荷重、適用荷重・荷重の組合せ及び係数について規定する。 ・適用荷重・荷重の組合せ及び係数(γp, φ5)を変更する。		ISO 8686-5:2017, Cranes—Design principles for loads and load combinations —Part 5: Overhead travelling and portal bridge cranes(MOD)	一般社団法人日本クレーン協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年10月1日～令和6年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
6	JIS	改正	C4034-5	回転電気機械-第5部:外被による保護等級の分類(現行名称:回転電気機械-第5部:外被構造による保護方式の分類)	Rotating electrical machines—Part 5: Degrees of protection provided by the integral design of rotating electrical machines (IP code)—Classification [現行名称: Rotating electrical machines—Part 5: Classification of degrees of protection provided by enclosures of rotating electrical machines (IP code)]	この規格は、回転電気機械の外被(Enclosure)(すなわち、回転機を囲む外側の構造物)による保護等級の分類に適用する。この規格は、通常の使用状態の下でこの規格で規定する保護等級を維持できる外被に対する要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・保護等級の第1数字記号6(防じんの回転機)の定義、試験及び合格条件を追加する。 ・保護等級の第2数字記号9(高圧及び高温の噴水流に対して保護を施した回転機)の定義及び試験条件を追加する。		IEC 60034-5:2020, Rotating electrical machines—Part 5: Degrees of protection provided by the integral design of rotating electrical machines (IP code)—Classification(IDT)	一般社団法人電気学会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	C8201-4-2	低圧開閉装置及び制御装置-第4-2部:接触器及びモータスタータ-半導体モータ制御器、スタータ及びソフトスタータ	Low-voltage switchgear and controlgear—Part 4-2: Contactors and motor-starters—Semiconductor motor controllers, starters and soft-starters	この規格は、定格電圧が交流1000V以下の回路に接続することを意図した、直列機械式開閉機器を含む場合がある半導体モータ制御器、半導体モータスタータ及びソフトスタータについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・半導体モータ制御器の電力損失測定方法を追加する。 ・ねじなし端子(スプリング端子)の接続可能電線種類の表示に関する規定を追加する。 ・有限エネルギー電源で制御する場合の規定を追加する。		IEC 60947-4-2:2020, Low-voltage switchgear and controlgear—Part 4-2: Contactors and motor-starters—AC semiconductor motor controllers and starters(MOD)	一般社団法人日本電機工業会 一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	C8201-4-3	低圧開閉装置及び制御装置-第4-3部:接触器及びモータスタータ-非モータ負荷用半導体制御器及び半導体接触器	Low-voltage switchgear and controlgear—Part 4-3: Contactors and motor-starters—Semiconductor controllers and semiconductor contactors for non-motor loads	この規格は、定格電圧が交流1000Vを超えない回路に接続することを意図したモータ以外の負荷用の、半導体制御器及び半導体接触器について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・半導体モータ制御器の電力損失測定方法を追加する。 ・ねじなし端子(スプリング端子)の接続可能電線種類の表示に関する規定を追加する。 ・有限エネルギー電源で制御する場合の規定を追加する。		IEC 60947-4-3:2020, Low-voltage switchgear and controlgear—Part 4-3: Contactors and motor-starters—semiconductor controllers and semiconductor contactors for non-motor loads(MOD)	一般社団法人日本電機工業会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	K0124	高速度液体クロマトグラフィー-通則	General rules for high performance liquid chromatography	この規格は、高速度液体クロマトグラフを用いて分析種の定性又は定量分析を行う場合及び分析のための精製を目的とした分取を行う場合の通則について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・全体を通して、規格本体に記述されている要求事項の理解を助けるための説明部分・図表等を附属書として収載する。 ・現行規格に記載されていない新規技術(新しい分離モード等)を追加する。 ・現行規格で解説に記載されている説明を附属書(参照)に収載する、もしくは削除する。また、懸案事項について検討を行う。			一般社団法人日本分析機器工業会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	K6266	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐候性の求め方	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of resistance to weathering	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの、屋外暴露試験及び実験室光源暴露試験について規定し、さらに、暴露後の試験片の色、外観、物理特性などの変化(耐候性)を求める方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格において、西暦年の記載がない規格を最新版に更新した。JIS K 6252をJIS K 6252-1、JIS K 6252-2、JIS K 7219をJIS K 7219-1、JIS K 7219-2、JIS K 6259をJIS K 6259-1に更新した。 ・引用規格において、本文中で箇条を引用している規格に西暦年を記載した。 ・引用規格において、CIE Publication No.85をCIE Publication No.241に変更した。CIE Publication No.241は、規格ではなくTechnical Reportなので参考文献に記載した。 ・用語及び定義の書式を修正した。 ・太陽追跡光暴露試験の箇条を削除した。		ISO 4665:2016, Rubber, vulcanized or thermoplastic—Resistance to weathering(MOD)	一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	L0204-2	繊維用語(原料部門)-第2部:化学繊維	Glossary of terms used in fibre—Part 2: Man-made fibres	この規格は、繊維工業において原料部門の術語として用いる用語のうち、化学繊維の名称を表す用語について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、近年の技術進歩に対応して「構造タンパク質」、「ポリヒドロキシアロカエート(PHA)」などの用語の定義を追加する。 ・用語及び定義において、「プロテイン繊維」の用語の変更と定義文をより適切な内容に改める。		ISO 2076:2021, Textiles—Man-made fibres—Generic names(MOD)	日本化学繊維協会 一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	L1950-1	生地の防蚊性試験方法-第1部:誘引吸血装置法	Textiles—Anti-mosquito performance test method—Part 1: Test method for the attractive blood-feeding apparatus	この規格は、薬剤処理の有無にかかわらず、防蚊性生地による蚊の接触の低減機能及び防蚊性生地を介した吸血の低減機能を評価する試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置及び材料の試験蚊において、国際的な実態に即して羽化後日齢10日以降から7日以降に改める。 ・装置及び材料の試料において、国際市場の実態に即して、標準試料として医療ガゼのほかに金属メッシュを追加する。		ISO 24461:2022, Textiles—Anti-mosquito performance test method using the attractive blood feeding apparatus(IDT)	日本化学繊維協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年10月1日～令和6年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
13	JIS	改正	Q27001	情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項(追補1)	Information security, cybersecurity and privacy protection – Information security management systems – Requirements (Amendment 1)	この規格は、組織の状況の下で、ISMSを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための要求事項について規定する。また、この規格は、組織のニーズに応じて調整した情報セキュリティのリスクアセスメント及びリスク対応を行うための要求事項についても規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO/IEC 27001:2022, Information security, cybersecurity and privacy protection – Information security management systems – Requirements, Amd 1:2024 (IDT)	一般財団法人 日本規格協会
14	JIS	改正	R6211-8	といし—寸法—第8部: 定置式研削盤におけるばり取り及びきず取り用研削といし(現行名称: といし—寸法—第8部: ばり取り及びきず取り用研削といし)	Bonded abrasive products – Dimensions – Part 8: Grinding wheels for deburring and fettling/snagging on stationary machine (現行名称: Bonded abrasive products – Dimensions – Part 8: Grinding wheels for deburring and fettling/snagging)	この規格は、主に定置式研削盤におけるばり取り及びきず取り用研削といしの最も一般的な呼び寸法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称及び適用範囲において、改訂された対応国際規格に合わせて、この規格が対象とする研削といしを装着する研削盤が“定置式機械”である旨を追加する。 ・規格利用者の利便性向上のため、寸法記号及びその意味についての箇条を設け、JIS R 6242(といし—形状、製品の呼び方及び表示)を基に規定する。 ・市場の実態に整合させて、厚さの種類などを追加する。		ISO 603-8:2024, Bonded abrasive products – Dimensions – Part 8: Grinding wheels for deburring and fettling/snagging on stationary machine(MOD)	研削砥石工業 会 一般財団法人 日本規格協会
15	JIS	改正	R6211-9	といし—寸法—第9部: 超重研削用研削といし	Bonded abrasive products – Dimensions – Part 9: Grinding wheels for high-pressure grinding	この規格は、超重研削用研削といしの最も一般的な呼び寸法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格利用者の利便性向上のため、寸法記号及びその意味についての箇条を設け、JIS R 6242(といし—形状、製品の呼び方及び表示)を基に規定する。 ・市場の実態及び対応国際規格に整合させて、厚さの種類などを追加する。		ISO 603-9:2024, Bonded abrasive products – Dimensions – Part 9: Grinding wheels for high-pressure grinding(MOD)	研削砥石工業 会 一般財団法人 日本規格協会
16	JIS	改正	T6107	歯科用金銀パラジウム合金ろう	Dental gold-silver-palladium alloy solders	この規格は、金属製の歯科用修復物のろう付に使用する歯科用金銀パラジウム合金ろうについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”の箇条を追加し、用語を定義する。 ・“品質”の“化学成分”において、“含有量が1.0 %を超える成分は、元素名又は記号及び含有量が0.1 %の単位で表示すること”並びに“ニッケルの含有量が0.1 %を超える場合には、表示値を超えてはならないこと”の規定を追加する。 ・“品質”に“有害元素”の細分箇条を追加し、“カドミウム、ベリリウム及び鉛の含有量が0.02 %以下でなければならないこと”の規定を追加する。 ・“品質”において、“剥離強さ”の表記を“ろう付強さ(剥離強さ)”に変更し、判定基準に、2種類の金属材料のろう付の場合の規定を追加する。 ・“サンプリング”の箇条を追加し、試験に使用する金銀パラジウム合金ろうのサンプリングについての規定を追加する。 ・“表示及び添付文書”の箇条題名を“取扱説明書又は注意事項等情報”に変更し、記載事項に“含有量が1.0 %を超える成分を記載すること”及び“ろう付温度”を追加する。 ・“包装及び表示”の箇条を追加し、包装の規定を追加する。また、表示事項に、“含有量が1.0 %を超える成分を表示すること”及び“ろう付温度”を追加する。			日本歯科材料 工業協同組合 一般財団法人 日本規格協会
17	JIS	改正	T8133	乗車用ヘルメット	Protective helmets for motor vehicle users	この規格は、原動機付自転車、自動二輪車(サイドカー付きを含む。)、及び一般四輪自動車の運転者及び同乗者のための乗車用ヘルメットについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・構造一般の附属品において、電子デバイス、電子デバイスなどの附属品を取り付けられる構造をもつものについての規定を追加する。 ・試験に用いる衝撃試験用頭模型において、E、J、M及びOの衝撃試験用頭模型のサイズ(頭部円周)の公差を製造業者が保有している人頭模型に合わせた公差に改めるか、公差を無くし人頭模型のサイズの呼びだけに改める。			公益社団法人 日本保安用品 協会 一般財団法人 日本規格協会
18	JIS	改正	T9107	単回使用手術用ゴム手袋	Single-use sterile rubber surgical gloves – Specification	この規格は、医科及び歯科で手術をする際、患者及び使用者を交差感染から守るために使用する滅菌済みの単回使用形式の手術用ゴム手袋について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“測定及び試験方法”の“寸法の測定”において曖昧な表現を修正し、“全長”及び“厚さ”の具体的な測定方法及び測定値の処理方法について規定することで適切な計測評価を可能とする。 ・“測定及び試験方法”の“性能試験(引張試験)”での“促進老化後の切断時引張力及び切断伸び”において、対応国際規格に合わせて“製造から6か月以上経過している手袋”又は“製造日が不明な手袋”に関する試験方法及び要求事項を規定する。 ・“表示”の“手袋のマルチユニットこん包”において、薬機法での規定事項と整合を取るため、複数個の同一の手袋を一括包装している“マルチユニットこん包”の定義を明記し、合わせて表示が必要な項目の規定を追加する。		ISO 10282:2023, Single-use sterile rubber surgical gloves – Specification(MOD)	日本グローブ工 業会 一般財団法人 日本規格協会
19	JIS	改正	T9114	単回使用歯科用ビニル手袋	Single-use polyvinyl chloride gloves for dentistry	この規格は、診察、治療及び処置の際に、患者及び使用者を交差感染から守るために使用する包装された滅菌及びバルクの未滅菌の単回使用形式の歯科用ビニル手袋について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“品質”の“性能(引張性能)”において、要求事項の一覧表での“引張強さ”の単位を、対応国際規格に合わせて、メガパスカル(MPa)からニュートン(N)へ変更し、かつ、“切断伸び”を含む要求値を、対応国際規格で規定する値に変更する。 ・“測定及び試験方法”の“寸法の測定”において、“全長”の測定方法の曖昧な表現を修正し、“厚さ”の具体的な測定方法及び測定値の処理方法について規定することで適切な計測評価を可能とする。 ・“測定及び試験方法”の“性能試験(引張試験)”での“促進老化後の切断時引張力及び切断伸び”において、関連する国際規格に合わせて、“製造から6か月以上経過している手袋”又は“製造日が不明な手袋”に関する試験方法及び要求事項を規定する。 ・“表示”の“手袋のマルチユニットこん包”において、薬機法での規定事項と整合を取るため、複数個の同一の手袋を一括包装している“マルチユニットこん包”の定義を明記し、合わせて表示項目の規定を追加する。		ISO 11193-2:2006, Single-use medical examination gloves – Part 2: Specification for gloves made from poly(vinyl chloride)(MOD)	日本グローブ工 業会 一般財団法人 日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年10月1日～令和6年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
20	JIS	改正	T9116	単回使用検査・検診用ビニル手袋	Single-use polyvinyl chloride gloves for dentistry	この規格は、治療及び処置の際に、患者及び使用者を交差感染から守るために使用する包装された滅菌及びバルクの未滅菌の単回使用形式の検査・検診用ビニル手袋について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“品質”の“性能(引張性能)”において、要求事項の一覧表での“引張強さ”の単位を、対応国際規格に合わせて、メガパスカル(MPa)からニュートン(N)へ変更し、かつ、“切断時伸び”を含む要求値を、対応国際規格で規定する値に変更する。 ・“測定及び試験方法”の“寸法の測定”において、“全長”の測定方法の曖昧な表現を修正し、また、“厚さ”の具体的な測定方法及び測定値の処理方法について規定することで適切な計測評価を可能とする。 ・“測定及び試験方法”の“性能試験(引張試験)”での“促進老化後の切断時引張力及び切断時伸び”において、対応国際規格に合わせて、“製造から6か月以上経過している手袋”又は“製造日が不明な手袋”に関する試験方法及び要求事項を規定する。 ・“表示”の“手袋のマルチユニットこん包”において、国内法との齟齬を修正するため、複数個の同一の手袋を一括包装している“マルチユニットこん包”の定義を明記し、合わせて表示項目の規定を追加する。		ISO 11193-2:2006, Single-use medical examination gloves—Part 2: Specification for gloves made from poly(vinyl chloride)(MOD)	日本グループ工業会	一般財団法人 日本規格協会
21	JIS	改正	X8341-4	高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第4部:電気通信機器	Guidelines for older persons and persons with disabilities—Information and communications equipment, software and services—Part 4: Telecommunications equipment	この規格は、電気通信機器のアクセシビリティを改善し、職場、家庭、移動中及び公共の環境で幅広く利用できるための指針であり、高齢者、障害のある人々及び一時的な障害のある人々を含む、幅広い感覚、身体、認知の能力をもつ人に対する電気通信機器を企画、開発、設計、保持及び運営するときに配慮すべき事項について規定している。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気通信サービスに関する配慮事項[附属書A(参考)]において、関係法令の制定に伴い、電話リレーサービスに関する事項を本体に移し、規定事項とする。		ITU-T F.790:2007, Telecommunications accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities(MOD)	情報通信アクセス協議会	一般財団法人 日本規格協会
22	JIS	改正	Z7161	フロン類又はフロン類代替物質を使用する製品の環境影響度の目標達成度表示方法	Labels for environmental-impacts achievement levels for the products using fluorocarbons or alternative fluorocarbons	この規格は、フロン類又はフロン類代替物質を使用する製品のうち、指定製品1) 2)の環境影響度の目標値に対する達成の程度を示す表示方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・目標の達成度において、新たに追加するビル用マルチエアコンディショナー(冷暖同時運転型、寒冷地用、水冷式、永蓄熱型)を含む10製品の環境影響度の目標値、目標年度及び環境影響度の区分を追加する。 ・フロンラベルの表示方法の特例の環境影響度の区分において、新たに追加するビル用マルチエアコンディショナー(冷暖同時運転型、寒冷地用、水冷式、永蓄熱型)を含む5製品の環境影響度の目標値、目標年度及び環境影響度の区分の表示方法を追加する。 ・指定製品の目標値及び目標年度が新設された製品に加えて、目標値及び目標年度が見直された製品の括りを大括りにした。			一般社団法人 日本冷凍空調工業会	一般財団法人 日本規格協会